

別紙 2

海洋施設の廃棄海域

(1) 廃棄海域の選定

第二期工事における基礎モノパイルの上端部切断に際し、海底の掘削を行わずに、当該基礎モノパイル内面から切断することから濁りの発生を回避できる。このため、廃棄海域は濁り拡散範囲ではなく、海洋施設付近への漁船等の航行への影響が生じる、工事船舶による海面占有範囲とした(図-5)。(海洋施設設置地点北緯 41° 9′27.50″N、東経 140° 17′9.60″E を中心とする東西 250 m×南北 150m の範囲であり、撤去工事期間中の国有財産法に基づく占有許可申請予定範囲と一致する。)

(2) 廃棄海域の緯度及び経度

- ① 41_9_30.87N / 140_17_8.24E
- ② 41_9_26.87N / 140_17_17.56E
- ③ 41_9_22.64N / 140_17_14.38E
- ④ 41_9_26.65N / 140_17_5.06E

上記4点で囲まれる海域(250m×150m)

なお、当該海域は、平成17年環境省令第28号第13条第1号に定められた「IV海域」である。

(3) 廃棄海域の所在地

廃棄海域の所在地：青森県北津軽郡中泊町小泊沖合、小泊漁港から北北西に約2.8kmの地点

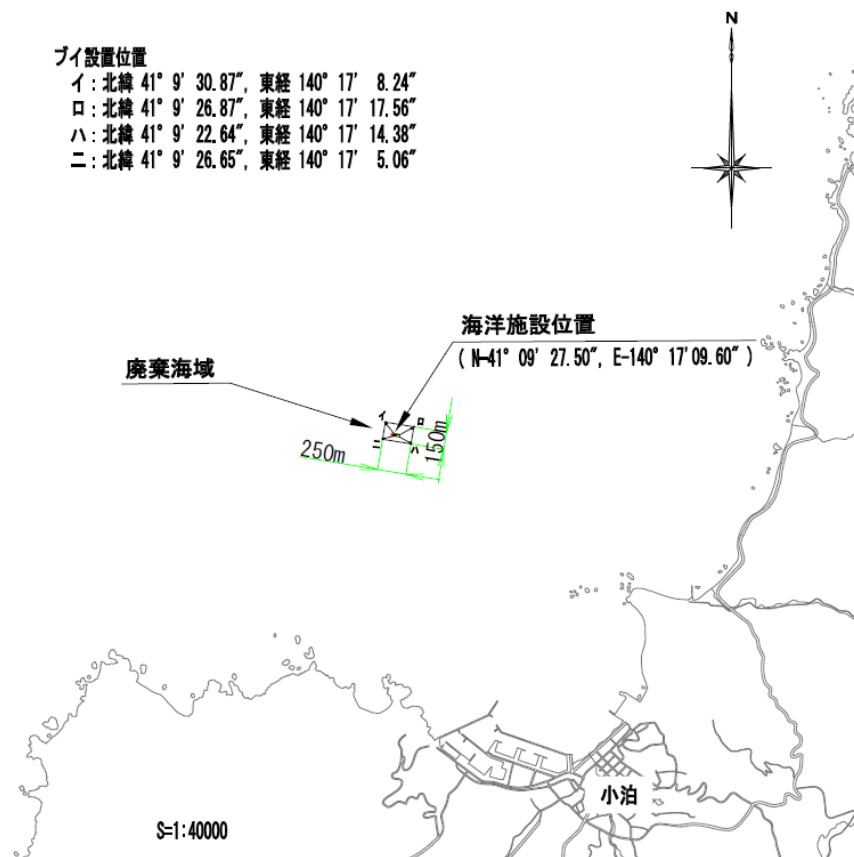


図-5 廃棄海域